

# 保育所等入所者及び入所希望者へのお知らせ

## 「平成27年度支給認定現況届」「平成28年度支給認定申請書(新規)」 「平成28年度保育所入所申込書」の提出について

現在、日高町から2号又は3号の支給認定を受け保育所等に入所されている児童の保護者は、平成27年度支給認定現況届の提出が必要となります。12月上旬までに該当者へ届出用紙を送付いたしますので、必ず提出してください。なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出は必要です。

また、平成28年度の保育所等の入所申込についても、上記現況届と併せて行います。現在入所中の方で、平成28年4月以降も継続して入所を希望される方は、上記現況届と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。

平成28年4月以降に保育所等への新規入所を希望される方は、平成28年度支給認定申請書(新規)と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。

上記書類の提出につきましては、必要事項を記入し押印の上、それぞれ必要となる書類を添えて、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

### 1 提出区分(注意:児童ごと)

- (1)現在児童が入所中で、平成28年3月で退所される方(年長組など)  
現況届のみ提出ください。添付書類が必要です。(後日郵送する通知に記載しています。)
- (2)現在児童が入所中で、平成28年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童など)  
現況届と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。添付書類が必要です。(後日郵送する通知に記載しています。)
- (3)平成28年4月以降、新たに保育所入所を希望される方  
平成28年度支給認定申請書と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。添付書類も必要です。(下記の各受付窓口に書類を設置しています。提出書類入手後に、記載に添って書類を準備し、提出をお願いします。)

### 2 日高町内の保育所

	保育所名	住所	定員	受入年齢
1	日高保育所	本町東3丁目261-6	60名	生後6か月以上から小学校就学前
2	門別わかば保育所	門別本町210-1	60名	満1歳以上から小学校就学前
3	富川二葉保育所	富川南1丁目9-2	120名	生後6か月以上から小学校就学前
4	厚賀すずらん保育所	字厚賀町214-1	45名	満1歳以上から小学校就学前

※保育時間(支給認定により下記利用時間に区分されます。)

保育標準時間 午前8時から午後5時45分まで

保育短時間 午前8時から午後4時まで

・保育短時間利用者には、時間外保育があります。

※入所児童数により、一部年齢別クラスを併せて混合保育を実施する場合があります。

### 3 保育料(平成28年度利用者負担額)

保護者の町民税課税額等(所得)によって月額保育料を決定します。

対象月	算出基準	納付書発送予定時期
4月分から8月分保育料	平成27年度町民税課税額等(平成26年所得)	平成28年4月中旬
9月分から3月分保育料	平成28年度町民税課税額等(平成27年所得)	平成28年9月上旬

※保育短時間利用者の時間外保育料については、1回300円です。

### 4 受付(届出)期間

平成27年12月1日(火)から平成28年1月15日(金)まで

※日高町役場開庁日の午前8時半から午後5時15分までが受付時間です。

## 5 保育所等入所条件

保育所等に入所できる児童は、その家庭が下記のいずれかの事情により保育を必要とする場合です。ただし、下記事情に該当されても保育所の定員が上限に達した場合、あるいは各クラスの定員に達した場合等は入所できないこともあります。また、同居の親族の方が児童を保育することができる場合は、利用の優先度が調整されることがありますのでご了承願います。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として日高町が認める場合

## 6 受付窓口

- (1) 日高町役場健康福祉課(福祉・子育て支援グループ) (2) 日高総合支所地域住民課  
(3) 水・くらしサービスセンター (4) 厚賀出張所

## 7 提出(届出)書類(児童ごと)

- (1) 上記1 提出区分によるそれぞれの提出(届出)書類
- ① 平成27年度現況届(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届)
  - ② 平成28年度支給認定申請書(新規)(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書)
  - ③ 平成28年度保育所入所申込書
- (2) 添付書類  
上記1 提出区分により入手した書類の記載している必要添付書類を提出してください。

## 8 その他

- (1) 現況届提出により、保育時間や保育料が変更となる場合があります。
- (2) 平成28年度保育所入所申込書提出に伴う利用施設の調整について
- ① 期間内提出者を優先としつつ、希望する保育所が定員を超える場合は、家庭の事情を考慮し、利用施設を調整させていただきます。
  - ② 提出期限後も随時保育所入所申込を受け付けますが、希望の保育所に入所できない場合があります。
  - ③ 支給認定の審査の結果、2号又は3号認定を受けられない方は、保育所に入所できません。
- (3) 記入、押印、書類の添付漏れがないか確認の上で提出してください。書類が整わなければ入所申込を受付することはできません。(入所することができません。)
- (4) 支給認定申請書を提出された方には、平成28年3月中旬に支給認定証を送付します。

## 平成27年度日高町巡回児童相談について

- (1) 日 程 ・平成28年2月3日(水) 午前10時30分～午後5時  
・平成28年2月4日(木) 午前10時30分～午後5時
- (2) 場 所 申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。  
・門別地区～門別公民館 ・富川地区～富川公会堂 ・日高地区～日高町民センター
- (3) 相談担当者 室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員
- (4) 相談内容 ・療育手帳の再判定 ・しつけ相談 ・言葉の障害、身体障害等  
・学校に行きたがらない ・その他、子どものことで困っていること
- (5) 申込先 日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183  
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

相談を希望される方は、**12月14日(月)**までに電話にてお申し込みください。相談は無料です。

なお、相談をお受けする方は、児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させていただくことがあります。また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

※ 療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。